

環境審査顧問会風力部会

議事録

1. 日 時：平成28年10月21日（金） 12：56～14：33
2. 場 所：経済産業省別館1階 104各省庁共用会議室
3. 出席者

【顧問】

河野部会長、近藤顧問、関島顧問、日野顧問、山本顧問

【経済産業省】

長村統括環境保全審査官、高須賀環境審査担当補佐、松浦環境審査担当補佐、
高取環境審査分析官、渡邊環境アセス審査専門職

4. 議 題：（1）環境影響評価準備書の審査について

①株式会社グリーンパワーインベストメント（仮称）住田遠野風力発電
事業

- ・ 補足説明資料、岩手県知事意見及び環境大臣意見の説明
- ・ 質疑応答

5. 議事概要

- （1）開会の辞
- （2）配付資料の確認
- （3）環境影響評価準備書の審査

株式会社グリーンパワーインベストメント（仮称）住田遠野風力発電事業につ
いて、事務局から補足説明資料、岩手県知事意見と環境大臣意見の説明を行った後、
質疑応答を行った。

- （4）閉会の辞

6. 質疑内容

(1) 株式会社グリーンパワーインベストメント (仮称) 住田遠野風力発電事業

＜補足説明資料、岩手県知事意見と環境大臣意見の説明＞

○顧問 ありがとうございます。

1回目の審査で先生方からご意見をいただき、補足説明資料でお答えいただいているところですが、改めて、お気づきの点がございましたらお願いします。

○顧問 動物のところでコメントさせていただきます。

1回目は出席できなかったのですが、この事業地で最も気になるところはイヌワシです。環境大臣意見も知事意見も共に、採餌環境が事業予定地に非常に近いところにあると指摘しています。

事業者の方が、どの程度イヌワシの知識を持たれているか分かりませんが、レッドデータリストでは絶滅危惧 I B 類であり、国の天然記念物でもあります。全国でイヌワシの個体数は500羽程度と言われており、今現在の繁殖地は東日本に偏っています。本事業地の住田も含む北上山地と日本アルプスの2地域が重要な繁殖地と言われています。イヌワシ研究会が、1980年頃から全国の繁殖成績のデータを整理しているのですが、データを取り始めてから繁殖成績は年々下降しており、今は20%程度で推移しています。言い換えると、毎年、5ペアに1ペア程度しか繁殖しないということになります。以前、本種のPVA(個体群存続可能性分析)が報告された際、将来的にこの地域に生息するイヌワシは絶滅する可能性が高いことが示唆されています。そのような地域において、どのように風力事業とイヌワシの共存を目指すかは、非常に難しい課題であると思います。そういったことを事業者の方と共通認識を持った上で、意見をさせていただきます。

今回、この事業地の位置づけを見ていくと、風車番号18～21号機の東側に広く牧草地が広がっています。準備書440ページの土地利用の状況図に基づいてコメントさせていただきます。

準備書567ページ、568ページ前後に数年間にわたるイヌワシの飛翔軌跡が描かれていますが、特に準備書568ページの平成27年8月～11月は飛翔軌跡が非常に多く、この飛翔軌跡図と準備書440ページの土地利用の状況図を重ね合わせて見ていくと、非常にきれいに植生に反応しているということが伺えます。

1つは、黄色で示された牧草地が餌場になっているようで、事前に確認したところ最

寄りに生息するイヌワシ2ペアのうちの1ペアの主要な採餌環境になっているとのことでした。飛翔軌跡を見ても、このエリアがイヌワシにとって非常に重要な採餌環境になっていることと判断できます。

さらにもう1つの特徴は、環境大臣意見にもありましたように、6号機のところが伐採跡地群落となっており、開放空間になっているということです。

準備書567ページ、568ページの飛翔図と照らし合わせると、1号機～4号機あたりで、西の方に抜けるような飛翔図が得られているのですが、ここはカラマツ植林になっています。準備書6ページの航空写真を見ても、開放空間になっていることが分かります。土地利用としては異なりますが、いずれも開放空間のところにイヌワシの飛翔図が描かれているという点で共通した特徴が得られています。以前、私の研究室でもイヌワシの調査をしたことがあるのですが、そこで得られた結果と同様、イヌワシが非常にきれいに開放空間に反応したデータと判断できます。

そのような状況のもと、この事業地との関係を見ると、18号機～22号機の環境は、準備書440ページの土地利用の状況図では、牧草が尾根状に広がっており、そこに風車が建設される計画になっています。準備書の555ページ、556ページの飛翔図では巡回しているデータとして描かれていますが、多分、採餌していると思います。すなわち、本事業予定地の中をイヌワシが採餌しているという結果になっています。

以上を纏めると、イヌワシがこの事業地周辺にある開放空間に非常に強く反応しているということに加え、風車が建つ場所自体にも採餌飛翔していることが示されていますので、本事業予定地がイヌワシの餌場になっているということは間違いのないでしょう。

準備書671ページにイヌワシの採餌行動に係るMaxent解析の結果が示されています。事業予定地とイヌワシの好適性推定評価の青色が広く重なっており、Maxentによる好適性推定評価が、かなり妥当であることが分かります。

準備書669ページの第10.1.4-58表(10-3)「イヌワシの採餌行動に係る環境要因の寄与度」に、選択された説明変数のそれぞれの寄与度が出ています。

平均標高が46.2%、メッシュの中央点から半径1km範囲の草地面積が42.1%、ほかは5%以下なので、このモデルにおいては、標高とメッシュの中央点から半径1km範囲の草地面積によって、ほとんどイヌワシの好適性推定が決まっていると判断できます。この図をもたらしめているのは、まさに草地面積といっても過言ではありません。

草地に対して明らかにイヌワシが反応しており、また事業地内の幾つかの風車予定地

に対してイヌワシが採餌行動を取っていますので、建設した場合、衝突リスクは非常に高いと考えられます。環境大臣意見は6号機に限定していますが、6号機のみならず、18～22号機あたりもかなり衝突の危険性があると考えます。

準備書672ページの採餌環境への影響予測では「いずれの区分においても変化率は小さいことから、事業実施によるイヌワシの採餌環境へ及ぼす影響は小さいと予測する」とありますが、改変面積が問題なのではなくて、このような開放空間に対してイヌワシがどのように反応しているかというところを見極めることが非常に重要だと思います。風車が建った後にイヌワシがどう反応するかという事後調査が非常に重要になってくるのですが、面積だけの判断は非常にリスクが高く、少なくとも「小さいと予測する」という判断はできないと思います。

以前、他社の釜石事業の環境大臣意見はミティゲーションを求めてきたのに対して、今回の環境大臣意見はそこまでの要求は求めています。しかし、当該地域の重要性を考えれば、6号機のみならず、他のリスクの高いところも風車配置変更や取りやめを検討すべきでしょう。

環境大臣意見の中に、ブレード塗装によって回避を促すという文言がありますが、ブレード塗装に関しては、一方であまり効果はないという意見もありますので、知事意見として出されている「専門家が必要と考えれば代替環境を設ける」という、ミティゲーションを選択すべきと考えます。

ただ、事業予定地に隣接して採餌環境が分布しているという現状を鑑みると、仮に周辺に代替餌場を設けたとしても、事業予定地において風車運用後も引き続きイヌワシを誘引してしまう可能性があるため、事業地をいかに使わせないかということに配慮することも大事だと思います。ミティゲーションの方法を相当工夫しないと、イヌワシの衝突は十分ありえると思いますし、衝突してしまったときの事業への影響は、かなり大きいのではないかと思います。将来予測はなかなか難しいのですが、リスク管理という視点に立てば、影響をかなり甘く見積もっているのではないかと思います。

イヌワシの場合は当たってしまったときの影響が大きいので、その点を非常に配慮した評価書にしなければなりませんし、事業計画の変更をある程度考えていかないと、衝突リスクが高い状態での運用になってしまうのではないかと危惧します。

○顧問 関連して、釜石事業の衝突予測率が0.000幾つですが、それでも当たっています。ここも、予測衝突数が0.06個体/年くらいの数値になっています。20年間に1個体は衝

突するというレベルです。

それを考えると、かなり安全側で考えていかないと、当たったら、全域稼働停止のような状況にもなりかねないので、6号機以外で、東側が牧草地になっているところも安全側で考えた対応をされた方がいいのではないかという印象を持っています。

○顧問 確認したいことがあるのですが、牧草地になっている牧場は、今も牧場として経営されているのですか。

○事業者 はい。

○顧問 釜石の場合も確かに近隣に牧場があったのですが、事業予定地にかかる牧場は既に放棄されていて、低木が茂った状態でした。

本事業において、事業予定地周辺にある牧場が今後も経営されていくとなると、引き続きイヌワシを誘引してしまうというリスクがあります。

○事業者 訂正させていただくと、事業実施区域内は使われていません。周辺は現在も利用されています。

○顧問 でも、周辺では今後も使われていくのですよね。ということは、常にここに誘引してしまう可能性があるといえます。釜石の場合は協議会を立ち上げて、いかに今ある事業予定地の開放空間をイヌワシに使わせないようにするか、すなわち、代替餌場を周辺に作るだけではなくて、今ある開放的な環境を質的にイヌワシの採餌環境にならないように切り替えていくということも模索しました。今後も牧場経営がされているということになると、ずっと誘引し続けてしまいます。

この2ペアの行動圏内に、牧場を含めた開放空間がどのように分布して、どの程度の面積があるのかといったところも、行動圏サイズのバッファーを発生させ評価することも必要でしょう。当該ペアの行動圏内に、牧場を含めた開放空間の面積が十分にならないと、事業予定地周辺の牧場が重要な位置づけになってきます。引き続き牧場も経営され、そして草地を中心にしたある一定の範囲の中に重要な餌場としてこの牧場があるとなると、供用後もイヌワシの誘引効果はかなり高い状態が維持され、衝突リスクの面で危険なのではないかと考えます。そのような解析結果も今後、提示していくべきでしょう。

○事業者 コメントありがとうございます。イヌワシのミティゲーションですが、知事意見にも出ているのですが、準備書671ページの青色の箇所の牧場に来ているイヌワシは住田町の方から飛んできているということは把握しておりまして、住田町と協力し合

いまして、住田町の皆伐事業に我々も協力するような形で、その代替地を作っていく措置もこれから検討していこうと考えております。

○顧問 どのような形で代替餌場を作っていくのか今の説明では分かりませんが、列状間伐などをやっても簡単には効果はあらわれないので、住田ペアの行動圏解析の中で、具体的にどのようなところに餌場を創出していけば良いのか、科学的な根拠に基づいて解析を進めていかないと有効な対策にはならないでしょう。やみくもに林を切れば餌場になるという単純な話ではありませんので、注意してください。

環境大臣が協議会の設置を求めているので、踏み込んだ意見は言えないですが、ただ林を切ればイヌワシの餌場になるわけではないこと、事業予定地周辺にある牧場をどのように管理していくかも牧場経営者と検討していくことが必要であることを、事業者の方には是非認識していただきたいところです。

○事業者 分かりました。

○顧問 牧場は、イヌワシが来ても餌場でしかないわけです。牧場がどういう経営をしようが、風車があるわけではないので、衝突のことは考えなくてもよかったですのですが、風車の衝突リスクは事業者が考えるべき話であるというのが、牧場側の見解になるのではないかと思います。牧場の経営に事業者が直接かかわるということはないのですが、風車と牧場の位置関係にイヌワシという天然記念物が入ったとき、それに対して事業者サイドが安全側で考えていくということが、一番重要ではないのかなと思います。

衝突確率の計算をして、数値が比較的小さいからいいというわけにもいきません。計算上は比較的小さい数値には見えるのですが、もっと小さい数値で当たっているという事実があって、その辺は非常に悩ましいところです。これから事業展開していくということを考えたときに、事業リスクをどのように考えるのか。イヌワシが当たってしまったら、運転ができないということになりかねないので、そういうリスクをどのように回避するのかという観点の検討が必要ではないかと思います。

補足説明資料の生態系のところの回答ですが、面積、あるいは不確実性の程度は小さいと言っているのですが、推定で判断されているのですよね。コンサル側の問題だと思うのですが、小さいと言うのですが、その具体的なバックグラウンドはあるのですか。面積的に小さいというのですが、果たしてそれで不確実性が小さいと言えるのかどうか分からない。

対象事業実施区域全体で見たときに、具体的なデータが示されていない推定で、果た

して影響が小さいと言えるのか。事業者側で既設のところの調査データを示して、この範囲は大丈夫というようなベースがあるなら理解できます。

それから、ラインセンサスやポイントセンサスにしても、今回は工夫して平均化しているのですが、そもそも1回のデータの再現性、ばらつきの範囲で、事後調査も年次変動の中であれば影響はないと考えてもいいということでしたが、年次変動ということは、単年度調査ではダメということですよ。

これからのアセス調査は、それも含めて考えていかなければいけない状況になりつつあるというのは理解していただきたい。マニュアルにある四季の調査をやればいい、というのは最低限であって、火力や地熱や水力のように改変してもすぐにもとに戻して植生を回復するという状況とは違うので、全般的にアセスのやり方も考えていかなければいけないという問題提起が出ていると理解していただきたいと思います。

生態系関係について、コンサルさんとして何か見解はありますか。

○事業者 おっしゃっていただいたとおり、面積もしくは改変率を切り口としてやっているところです。その上で、その数値が何%だから大丈夫という根拠は、風力アセスも始まったばかりで、データも積み重なっていない中で、なかなか言い切れない部分もあるというのは事実だと認識しています。

一方で、全て影響が出るのかということ、そうでもないという考えもあると思いますし、今回の住田のように、近傍には風車を設置しますが、重要な餌場を直接的に改変しないように、配慮書の時点で回避しているという背景も含めて、地域全体もしくはノスリの各ペアの状況からすると、影響は小さいと推察するという書き方をしているところです。

今後、事後調査などのデータが積み重なってくる中で、最新情報を踏まえて、評価書においては、予測評価を再度見直していきたいと考えているところです。

○顧問 評価書に向けて、どのように見直しをするのか、そして、事業を継続しても影響はないと言うために、事後調査でどういうデータを確保するのか、不確実性が大きい小さいという問題とは別に、今の段階では既設の累積データがないので何とも言えないですが、推定で、影響の不確実性は小さいという前提のもとに議論が進んでいます。

この案件をベースにして、事業者として次の事業にどのように使っていくかという観点から、事後調査は真剣に考えないといけない。そうすることによって、問題を一つずつ解決、していく必要があると思います。

○顧問 冒頭で、イヌワシにとって、事業予定地の北上高地は非常に重要なエリアとお

伝えました。これは公開されているのでお伝えしても良いと思うのですが、およそ30ペア弱の営巣地があると言われていました。年間繁殖成功率が20%程度ということですので、約6巣程度で繁殖に成功したとします。一方、巣立ち後1年間の死亡率も非常に高いと言われていいますので、当該地で繁殖する約30ペアの集団の中で、毎年、次世代に寄与する子を輩出しているペアは非常に少ないと考えるのが妥当と考えます。

先ほどもお伝えしましたが、PVA(個体群存続可能性分析)を行うと、将来、絶滅してしまう可能性は非常に高いようです。たかが1ペアとお考えになるかもしれませんが、イヌワシの場合、1ペアの子の生残は、個体群の存続可能性に大きな影響を持ちます。

配慮書段階において、イヌワシが生息している地域に関しては、先ほどのMaxentの結果にもあるように、重要な採餌環境は非常にシンプルなモデルで予測できます。そのようなマップは本来研究者が事前に報告すべきと思いますが、アセスの中でも当該地域におけるイヌワシの潜在的な生息適地を予測した上で、採餌環境等になり得る環境は最初から事業計画地から除くという計画が、将来の衝突リスクを低減する上で必要ではなかったかと考えます。

衝突リスクの可能性については事前に有識者に聞いていると思いますが、事業者も独自にデータを蓄積した上で、環境影響調査の実施前に、イヌワシのような希少動物に対する配慮が不可欠と考えます。

現在、環境省はsensitivity mapと呼ばれる鳥に配慮すべきエリアを示した地図情報の整備を進めていますが、将来的には、そのようなデータに基づいて配慮書を作られると良いと思います。その一方、北上高地で事業展開をするときには、少なくともイヌワシに対しては、現時点でも比較的単純なモデルで重要な餌場環境は予測できるということが示されていますので、今後、事業計画を立てるときにはそのような予測モデルを用い事前評価を行うことにより、イヌワシにとっての事業予定地の重要性が評価できるのではないのかと考えます。リスクの高いところは事前に回避しておく方が、手戻りのリスクも減らせるし、運用後の衝突リスクを低減できると考えます。

○事業者 この案件で、イヌワシに対してまだまだ配慮が足りなかったということに最終的には帰結してしまうのかもしれませんが、平成26年頃、当初は牧場のところで風力発電事業ができないか検討しておりました。環境省の補助事業を活用して鳥類調査をしたところ、牧場にはイヌワシが飛来することが判明したため、その調査結果も踏まえて、有識者の先生とも相談しながら、牧場と隣接する牧場東側の樹林帯に事業計画地を移し

て事業を検討し、配慮書、方法書の審査を受けてきたという経緯はありました。それでもイヌワシのリスクが高いということで、そのあたりはこれから検討してまいりたいと思っております。

○顧問 水環境ですが、補足説明資料20番で、丁寧なお答えをいただきました。相手が天然・自然であるということで、うまく数値的に割り切ることは難しい領域ですが、私は海が専門でございまして、林地排水についてはあまり知識がなかったのですが、このアセスを通じて一緒に勉強してきた次第です。

できるだけ多くのステークホルダーに理解を求めるということを考えておりまして、たどり着いたところは、林地排水については森林総研が出している考え方に従うのが一番いいのではないかと考えておりましたところ、今回、森林総研の中にある引用文献の原典を探してくださったということで、大変立派なご努力であろうかと思えます。

それに基づきまして、濁水がどれくらい林地を下るかということの数値的に示していただきました。河川までの距離と比較すると、かなり短いところで吸収されてしまうということで、天然・自然相手なので分からないところはあるのですが、影響は限りなく少ないと言い切ってよろしいかと思えます。

最も説得力のある、また、科学性の強い研究例を運用して評価に当たってくださったということは、大変すばらしいと思っております。現状で考えられるBATで、最高の評価方法と思えます。

河川の近くで事業が行われる場所もあるかと思っておりますので、そういう場合には、完全混合式など、その場の生態系の様子に見合ったものを探していくというご努力を続けていただくのと、ほかの事業者の方にも役に立つのではないかなと思えます。

先ほどの論議を聞いておりますと、場所柄、大変難しい問題もあるように感じますが、水環境に関しましては、懸念を持っておりません。どうもありがとうございました。

できれば、この手法については相談に来られた方には教えてあげてください。よろしくお願いいたします。

○顧問 大気関係はいかがですか。

○顧問 補足説明資料の回答で結構です。

○顧問 騒音、超低周波音について、この準備書を見る限り、問題は特にないだろうと思えます。準備書354ページの沿道②のところは、道幅が3.5mと非常に狭い林道ですよね。このような林道を大型車が走行すると、確かにそういう結果になるというのは理解

いたしました。

質問ですが、沿道①は国道ですか。国道から山の方に上がっていくところは、林道ですか。それとも新たに造成する道路ですか。

○事業者 現状、林道になっておりまして、ここはアスファルトで舗装された林道扱いの一般道のような道路になっております。

○顧問 分かりました。準備書367ページの沿道②ですが、環境基準のA類型と比べると、大きな騒音値になると書いてあります。

それから、準備書366ページの交通量の配分ですが、沿道①と沿道②の工事関係車両の配分は同じですか。

○事業者 この準備書の中では、最大値で評価をしておりますので、これから工事計画を練るのですが、沿道②を使う可能性があるとするれば、沿道①は一時的使用の道になります。

○顧問 そうですか。現地に入るには林道が3本ありますが、沿道②の火ノ土林道は不便そうだし、風車の数もその延長上にあるのは少ないので、むしろ沿道①の方をメインの道として、沿道②は減らすような対応策でもいいのかと思ったので、聞いてみました。それであれば結構です。

補足説明資料15番の騒音の周波数特性については、メーカーからデータを得られていないということですが、このデータの風車を使うのですね。

○事業者 このお出ししている風力発電機を使うかどうかということですか。

○顧問 はい。

○事業者 現状としては、この機種が最大規模と考えておりまして、今後、メーカーとの協議などもあるので、最終決定ではないのですが、事業者としてはこの機種を最終的に使っていきたいと思っております。

○顧問 知事意見では、正式な機種決定後、再度計算してくださいとありますので、必ずしもこの準備書に記載されている特性のものを使われないのであろうと承知しています。

その前提で、補足説明資料17番のFFT分析結果についてですが、周波数を対数軸で示してくださいとお願いしています。次ページに分かりやすい図がありますが、縦軸もA特性音圧レベルにさせていただいたということですか。

○事業者 はい、おっしゃったとおりです。

○顧問 このほうが非常に分かりやすい。A特性音圧レベルは人の感覚に直接かかわるので、それを縦軸にした方がどのような周波数の音が耳につくのかというのがよく分かります。評価書では、縦軸をA特性音圧レベルにしたこのような図を載せることをお勧めします。

そして、できればこのように純音成分の強い機種は、避けた方がいいと思います。騒音レベルは40dB未満で、非常にいい数字を目標値にされていると思いますが、騒音の苦情は騒音の大きさだけで決まるものではなくて、音質や音を聞いた時の疲労感とも関係します。苦情を超えて、公害調停や裁判になったときに、こういう機種を使っていると「どうして音質を配慮しなかったの」ということになってきます。事業者の選択だとは思いますが、こういう純音性の強いものを含むような機種は、将来の公害問題を避けるためには、できるだけ避けた方がいいということをコメントしておきます。

○事業者 コメントありがとうございます。日本で使える風車が、業界再編などもありまして、選択肢が昔のようにはなくなってきてしまっています。そういう中ではあるのですが、今回いただいたコメントも加味した上で、純音成分がより低いものも機種選定基準の中の項目として加味して、最終的に風車選定をしていきたいと思います。

○顧問 日本語の通じるメーカーであれば、できるだけその辺の事情を詳しく説明した方が良いと思います。ヨーロッパやアメリカでは考え方も違いますし、砂漠でこのような機種を使っても誰も文句は言わないですが、日本のような狭隘な地域の中での話になってきますと、非常に静音なところの問題になるので、耳につくということがあります。ヨーロッパでも市街地の真ん中に風車がある町もあるのですが、そういうところはほかの騒音がとてもやかましくて、あまり気にならないというところもあります。選定の姿勢としては、できるだけ問題にならないような機種を選ぶように努めていただければと思います。

○顧問 補足説明資料33番の風車周辺の管理の仕方ですが、質問に対して、ヤード等がブッシュ化することによってノウサギの生息密度が高まってしまう可能性があるので、ヤード部分にウッドチップを撒くなどして、裸地的な環境が続くような管理をしていきたいと回答しています。

釜石のときもそういうデータが出てきて、イヌワシの餌場環境の調査をする中で、牧草地や周辺にあるオープンスペースの環境よりも、風車のヤードの方がノウサギの密度が高くなるという結果になっていました。私たちの調査地でも同様のことが言えて、や

はりウサギの糞が多くなっています。

それで、どのように管理していけばいいかというのはなかなか言えないのは、そこでどういう植生が繁茂するのか、イヌワシにとって有用な餌場になるような環境がそのまま担保されてしまっていると、そこが餌場となって風車に来てしまうので、いかにイヌワシを近づけないかという配慮が必要だと思います。

裸地的な環境は誘引してしまうのですが、ではどういう環境を作っていくのかですが、比較的密度の高い木本が増えてきて、遷移が進んである一定の径以上の木本類で占められてくると、ウサギにとっては非常に低質な餌場環境になって、集まってこない。

むしろウッドチップを撒いて、草本類がまばらな環境では、逆にウサギが良質な餌という形で誘引してしまうので、ヤードの管理の仕方は入念に考えた方がいいと思います。いろいろ資料もありますし、ほかの事業者さんもその辺は考えているので、日本風力発電協会等でも検討しながら、ヤードの管理の仕方をもう少し模索していただければと思います。

○顧問　イヌワシもいい場所だと認識しているようなので、できるだけ当たらないような方向へ、あるいは配置変更もトータルで見たときには、いろいろ考えるよりは、手っ取り早いというイメージもありますので、事業性など考えて、最終的に判断していただければと思います。

イヌワシやノスリが出てこなくなると、ほかの猛禽類が出てくる可能性も十分あります。その辺も考えなければいけないという難しい問題がありますというコメントをしておきます。

イヌワシやノスリという上位性だけでものを考えていても始まらないという状況が出つつありますので、これからみんなで考えていく必要があるかと思います。

厳しい意見もありますが、これで閉めさせていただきます、あとの手続は事務局にお願いしたいと思います。

○経済産業省　どうもありがとうございました。

本日の審査会、環境大臣意見、知事意見を踏まえて勧告をします。

これをもちまして本日の風力部会を終わります。